

東京都立大学社会人類学教育基金使用規程

東京都立大学社会人類学教室

2019年3月6日制定

2020年4月1日改訂

(設置目的)

第1条 東京都立大学社会人類学教室（以下、「教室」という）は、渡邊欣雄東京都立大学・首都大学東京名誉教授による寄付金をもとに、教室における特色ある教育事業（学部生・大学院生の研究活動支援）の発展に資するための基金を設置する。

(名称)

第2条 本基金は、東京都立大学社会人類学教育基金（通称「渡邊基金」）と称する。

(基金の使途)

第3条 本基金は、主として次の3つの教育事業において使用する。

(1) 教室所属の学部生・大学院生による、とくに優れた研究成果を表彰する際の賞金（奨学費）として使用する。

(2) 教室が実施する調査実習において、学部生・大学院生の旅費等の支援、調査実習報告書印刷費等のために使用する。

(3) 教室所属の大学院生による調査の旅費等の支援のために使用する。

2 以上のほか、教育機材の整備等を含め、特色ある社会人類学教育の維持と開発を目的とする事業のために、使用することができる。

(事業年度)

第4条 本基金による教育事業は、2019年度から2028年度までの10年間にわたって実施する。

2 10年間にわたる継続的・恒常的な研究支援とするために、各年度50万円の予算で運用する。ただし、表彰・支援について該当者無し、または該当者多数となる場合等、当該年度の支出総額が当初計画と異なることを妨げない。

(基金の運営)

第5条 本基金による教育事業に関する決定は、教室所属の専任教員の合議によっておこ

なう。

- 2 前項について、教室が必要と認め指名した者を合議の場に加えることができる。

(基金の管理)

第6条 基金の管理は、この規程及びこの規程にもとづいて定める他の規程によるもののほか、公立大学法人東京都立大学会計規則その他関係規程等が定めるところによる。

- 2 基金の管理に関する事務は、東京都立大学文系管理課庶務・会計係がおこなう。

(その他)

第7条 学部生・大学院生の研究成果の表彰、大学院生に対する調査研究旅費支援についての細則は、本規程とは別に定める。

(附則) (2019年3月6日 社会人類学教室決定)

1. この規程は、2019年4月1日から施行する。
2. 本基金の名称は、2019年度のみ「首都大学東京社会人類学教育基金（通称：渡邊基金）」とし、2020年度からは「東京都立大学社会人類学教育基金（通称：渡邊基金）」とする。